

各市町村・広域

介護サービス事業者・介護保険施設所管課長 様

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課長

介護サービス事業所・施設における大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業の
取扱いについて

今般、別添のとおり厚生労働省から令和2年9月23日付け事務連絡「介護サービス事業所・施設における盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業の取扱いについて」により、盲ろう者が介護サービスを利用する場合には、障害者総合支援法による「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」を活用し、当該事業所の従業員以外の支援者（以下「支援者」という。）が介護サービス利用中に付き添い、コミュニケーション支援を行うことは差し支えないことと整理されました。

つきましては、大阪府におきましても介護サービス利用時に「大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業」を活用した「大阪府盲ろう者通訳・介助者」を派遣し、通訳の支援を行わせることは差し支えないことと整理されましたので、事業所・施設への周知をお願いします。

なお、上記事務連絡に記載がありますように盲ろう者に対し介護サービスを提供する場合については、

- ・当該事業所で作成される個別サービス計画に沿った支援ができるよう、当該事業所・施設と支援者が情報共有するなどして互いに十分に連携すること
- ・支援者の直接支援が常態化することなどにより、当該事業所の介護の提供を代替するようないことがあってはならないこと
- ・新型コロナウイルス感染症への対応として、適切な感染防止対策が実施されている場合には、支援者の訪問を不当に制限することのないこと

にご留意いただきますよう、併せて事業所・施設への周知をお願いします。

問合わせ先

(介護サービスに関すること)

大阪府福祉部高齢介護室介護事業者課

施設指導グループ 近藤

居宅グループ 山本

府庁代表 06-6941-0351 (施設指導G：内線 4496)

(居宅G：内線 4488)

(大阪府盲ろう者通訳・介助者派遣事業に関すること)

大阪府福祉部障がい福祉室自立支援課

社会参加支援グループ 佐藤

内線：2460